

旅 費 規 程

社会福祉法人シルバニア

社会福祉法人シルバニア 旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人シルバニア就業規則第35条に基づき、職員が命令により職務のため出張する職員に対し、旅費の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の定義)

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（自家用車、バス、地下鉄）、日当及び宿泊料とする。

(出張命令)

第3条 出張は、理事長もしくは総合施設長、施設長（以下「管理者」という。）の発する出張命令によって行わなければならない。命令の内容は、命令簿（様式1）に必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

(旅費の計算)

第4条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、職務上必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合にはその現に利用した経路及び方法によって計算する。

2 旅費の計算の起終点は施設の所在地とする。

(旅費の請求手続)

第5条 旅費（旅費の概算払いによる旅費を含む。）の支給を受けようとする職員は、支払命令書(様式2)に必要な書類を添えて管理者に提示しなければならない。

2 概算払いの旅費の支給を受けた職員は、当該出張を完了した後3日以内に旅費の精算をしなければならない。

3 職員は前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、3日以内に当該過払金を返納しなければならない。

(旅費の支給)

第6条 旅費の支給は前払いとする。

2 研修費、テキスト代、食事代の支払いは前払いとする。

3 前項に係る領収書は出張を完了した後3日以内に担当事務職員に提出するものとする。

4 研修会、会議等出張する場合、宿泊費、食事代が主催者で決められている場合はその額とする。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金並びに座席指定料金による。

2 前項に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する路線による出張で片道100Km以上の時

(2) 普通急行列車を運行する路線による出張で片道50Km以上の時

(3) 座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による出張で片道100Km以上の出張に該当する場合に限り支給する。

(船賃)

第8条 船賃の額は当該職員等が出張する時点での旅客運賃並びに座席指定料金による実費とし、内容の選択は管理者が決定するものとする。

(航空賃)

第9条 航空賃の額は当該職員等が出張するその時点での旅費運賃による実費とし、最も安価な額を選択するものとするが、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(車賃)

第10条 市内研修出張は往復公共機関(バス、地下鉄、市営電車)を利用することを原則とする。ただし、職務上又はやむを得ない事情と管理者が認めた場合は、往復自家用車を使用することができる。

2 車賃、1Lあたり10Kmを走行するものと考え、1L当たりのガソリン価格(公定価格)を乗じて支払うものとする。なお1Km未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

3 前項の場合、駐車料金が発生した場合は後日領収書を必ず担当事務職員に提示して支払うものとする。

4 市外出張の場合も前項各号に準じる。

(日当)

第11条 日当の額は、旅行中の日数に応じて別表1の定額による。

2 市外出張の場合、1日に及ぶ出張については別表1の定額による。

3 入所者や利用者の外出行事に当たり従事した職員には、食事代として500円を上限とした実費を支給とする。

(宿泊料)

第12条 宿泊料の額は旅行中の夜数並びに宿泊先の区分に応じた別表1の定額による。

(役員会の実費弁償)

第13条 役員が理事会又は評議員会に出席する等法人業務に携ったときは、本規定を準用し実費弁償として別表2の額を支給することができる。

(その他)

第14条 この規程に定める他、旅費に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

この規則は、令和6年3月23日から施行する。

別表 1

	日当	宿泊料（1夜につき）	
		東京都(23区)、 政令指定都市	札幌市以外
役員	3,000円	13,000円	11,000円
総合施設長 施設長・事務長	2,500円	12,000円	9,000円
課長	2,500円	12,000円	9,000円
主任、副主任	2,000円	12,000円	9,000円
一般職員	2,000円	12,000円	9,000円

別表 2

非常勤理事

	日 当
理事会・定時評議員会等会議への出席	<u>5,000円</u>
法人・施設業務のための出勤	<u>5,000円</u>
評議員選任・解任委員会への出席及び 入札等立会人への参加・行政監査立会い	<u>5,000円</u>

監事

	日 当
監事監査等への出席	<u>5,000円</u>
理事会、評議員会等会議への出席	<u>5,000円</u>
入札等の立会人への参加	<u>5,000円</u>

評議員

	日 当
評議員会への出席	<u>5,000円</u>
上記の他、法人・施設業務のための出勤	<u>5,000円</u>